

令和7年設楽町告示第26号

設楽町高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月18日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町告示第 2 6 号

設楽町高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金交付要綱の一部
を改正する要綱

設楽町高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金交付要綱(平成31年設楽町告示第19号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(支援の内容)

第 4 条 町長は、対象者に設楽町営バス又は豊鉄バス津具線定期券購入費用の内、
上限15,000円の補助金を1人につき 1 回に限り交付するものとする。

様式第 1 を次のように改める。

様式第 1 (第 5 条関係)

設楽町高齢者運転免許証自主返納サポート補助金申請兼請求書

年 月 日

設楽町長 様

住所：設楽町

氏名：

電話：（ ） -

設楽町高齢者運転免許証自主返納サポート補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記

のとおり補助金の交付を申請及び請求します。

記

申請・請求額 _____ 円

対象者氏名 生年月日	氏名			
	生年月日	年	月	日（ 歳）
免許返納年月日	年 月 日			
補助金の振込先 金融機関名等 ※ただし、申請者の口座に限る	金融機関・支店名	銀行 農協 信用金庫 支店		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)		
添付書類 確認欄	・運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許証の取消通知書の写し ・定期券の購入領収書 ・通帳の写し			

附 則

この要綱は、令和7年8月22日から施行する。

設楽町高齢者運転免許証自主返納者サポート補助金交付要綱（平成31年設楽町告示第19号）新旧対照表

改正後

(支援の内容)

第4条 町長は、対象者に次の各号に掲げるいずれかの支援を1人につき1回に限り行うものとする。

(1) (略)

(2) _____

(3) _____

様式第1（第5条関係）

設楽町高齢者運転免許証自主返納サポート補助金申請兼請求書

年 月 日

設楽町長 様

住所：設楽町

氏名：

電話：（ ） -

設楽町高齢者運転免許証自主返納サポート補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請及び請求します。

記

申請・請求額 _____ 円

対象者氏名 生年月日	氏名 生年月日	年 月 日（ 歳）
免許返納年月日	年 月 日	
補助金の振込先 金融機関名等 ※ただし、申請者の 口座に限る	金融機関・ 支店名	銀行 農協 信用金庫 支店
	口座種別	普通・当座 口座番号
	口座名義人	（フリガナ）
添付書類 確認欄	・運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許証の取消通知書の写し ・定期券の購入領収書 ・通帳の写し	

改正前

(支援の内容)

第4条 町長は、対象者に次の各号に掲げるいずれかの支援を1人につき1回に限り行うものとする。

(1) (略)

(2) 豊鉄バスが発行する「元気バス」購入費用の内、上限15,000円の補助金を交付

(3) 豊鉄バスが発行する「回数券」（普通回数券又は買物回数券）の購入金額の内、上限10,000円の補助金を交付。ただし、設楽町路線バス乗車回数券購入費補助金額を控除した額を対象とする。

様式第1（第5条関係）

設楽町高齢者運転免許証自主返納サポート補助金申請兼請求書

年 月 日

設楽町長 様

住所：設楽町

氏名： ?

電話：（ ） -

設楽町高齢者運転免許証自主返納サポート補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請及び請求します。

記

申請・請求額 _____ 円

対象者氏名 生年月日	氏名 生年月日	年 月 日（ 歳）
免許返納年月日	年 月 日	
補助金の振込先 金融機関名等 ※ただし、申請者の 口座に限る	金融機関・ 支店名	銀行 農協 信用金庫 支店
	口座種別	普通・当座 口座番号
	口座名義人	（フリガナ）
添付書類 確認欄	・運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許証の取消通知書の写し ・定期券、元気バス及び回数券の購入領収書 ・通帳の写し	

